

● 基本4項目についての協議結果

協議第4号の基本4項目の取り扱いは、次のとおり確認されました。

- 合併の方式は、原則として、堺市への編入合併を前提に協議を行う。
- 合併の期日は、合併特例法の期限(平成17年3月末)内の早い時期を目途とする。
- 新市の名称及び事務所の位置は、合併の方式を前提として決定していく。

協議の中から

〔基本4項目についての主な意見〕

- 基本4項目は合併協議の柱となるものであるため、早い段階から方向性を示し、その方針を踏まえて住民に十分に情報提供と説明を行い、正しい理解を得ていくことが大事である。対等尊重の精神で協議し、政令指定都市への移行と美原区の設置、美原新拠点の整備や都市基盤の整備など美原町が主張する重点項目について特段の理解が得られるならば、原則的には編入合併もやむを得ないと思う。
- 新設合併であればどうかなど、合併の方式については時間をかけて審議していくべきである。
- 合併の方式は今後の合併協議の屋台骨となるものであり、早い段階で方向性を決めるべきだと思う。今後の協議の進め方として、原則的に編入合併を前提にしても、新しいまちづくりや住民サービスのあり方について、対等な立場で議論を尽くし、両市町がより質の高い住民サービスを提供できるように、合併そして政令指定都市への移行を実現していくことが重要と考える。
- ◆ 以上のような意見が出された後、基本4項目の取り扱いについて採決を行い、議長である会長を除いた出席委員等32人のうち、29人の賛成(※必要な賛成者数24人)により、上記のとおり基本4項目の取り扱いが確認されました。

※堺市・美原町合併協議会会議運営規程第5条で、会議の議事は全会一致を原則とするが、意見が分かれ、全会一致が困難なときは、出席委員等(副会長及び委員)の4分の3以上の多数により決するものとしています。

〔合併協議全般についての意見等〕

合併協議会が合併の是非をも含んだ議論をする場であるかどうかとの発言があり、合併協議会は合併するかどうかの是非を含めて協議を行うものであるという確認がなされました。

また、幼稚園の公営存続など任意合併協議会で美原町から提示された11項目について、前向きな協議をという意見に対し、それに沿うよう幹事会で議論をまとめていくと確認がなされました。

さらに、事務局に対して、協議会での協議内容などについて、住民のみなさんへの広報広聴を充実するようとの意見がありました。